特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
166	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎: 評価書	項目

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務					
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後 期高齢者医療保険料の収納情報の管理、消込・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻 ③還付手続きに伴う公金受取口座情報の照会					
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア					
2. 特定個人情報ファイル	名					
納付情報ファイル 宛名情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日 法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24,85,100,135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日 内閣府・総務省令第五 号) 第16条、第46条、第50条、第74条					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	■情報照会は実施する。 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日 デジタル庁・総務省令第九号) 第2条の表48の項、117の項、132の項、160の項 ■情報提供は実施しない					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	収税課					
②所属長の役職名	収税課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	栃木市役所 経営管理部収税課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2281					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	栃木市役所 経営管理部収税課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2281					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年3月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年3月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ [十分である] スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 3. 特定個人情報の使用 <選択肢> 目的を超えた紐付け、事務に 1) 特に力を入れている [十分である] 必要のない情報との紐付けが 2) 十分である 行われるリスクへの対策は十 3) 課題が残されている 分か <選択肢> 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によっ 1) 特に力を入れている [十分である] 2) 十分である て不正に使用されるリスクへ 3) 課題が残されている の対策は十分か 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 委託先における不正な使用 十分である] 等のリスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 不正な提供・移転が行われる [] 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ 十分である] スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 不正な提供が行われるリスク 1) 特に力を入れている [] への対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		[].	人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	・特定個人情報を記録するUSBはパスワードによる保護を行っている。 ・書類を郵送する際には、宛先に間違いないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人で確認する。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。				
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[0]	全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					

変更箇所

发 史固.	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	収税課長 早乙女正美	収税課長	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	栃木市役所 理財部収税課 住所:栃木県栃木 市万町9-25 雷話:0282-21-2281	栃木市役所 財務部収税課 住所:栃木県栃木 市万町9-25 雷話:0282-21-2281	事後	
令和1年6月24日	I 関連項目 7. 特定個人情報の開示・訂	栃木市役所 理財部収税課 住所:栃木県栃木 市万町9-25 電話:0282-21-2281	栃木市役所 財務部収税課 住所:栃木県栃木 市万町9-25 電話:0282-21-2281	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第16、59、6 8項並びに内閣府・総務省令第16条、46条第	番号法第9条第1項、別表第一の第16、59、6 8項並びに内閣府・総務省令第16条、46条第	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	財務部	経営管理部	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人上表ファイルの	財務部	経営管理部	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. ①事務の概要	地方税法、介護保険法、高齢者の医療の確保 に関する法律等の規定に則り、	地方税法等の規定に則り、 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第16、59、6 8項並びに内閣府・総務省令第16条、46条第	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	実施しない	実施する	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス		■情報照会は実施する 番号法 第19条第8号 別表第二別表第二	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	文言追加	③還付手続きに伴う公金受取口座情報の照会	事前	
令和5年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	文言追加	101項	事前	
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	文言追加	121の項	事前	
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	1. 対象人数 II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和6年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事	市県民税	市県民税・森林環境税	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	■情報照会は実施する。 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、	■情報照会は実施する。 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	項目の追加による記載	事前	
				<u> </u>	
		-	-		